

## 行政不服審査法案に関する論点

現在政府が検討中の「行政不服審査法案」について、有識者から以下のような意見が提示されているが、どのように考えるか。

回答者：東京都総務局参事(訟務担当) 和久井 孝太郎  
(ただし、あくまでも個人的見解です。)

### 1. 全般について

まず、全体のことを先に言わせていただければ、地方公共団体にとってこの法案は、地方公共団体の機関が行なう処分にかかる不服申立てに特有の問題について、予めなされるべき十分な議論がなされないまま、国の機関が行なう処分にかかる不服申立てと同じ制度を地方にも当てはめようとする「見切り発車」的なものではないかという印象が拭えません。

一つは、例えば地方自治法255条の2をはじめとする数多くの個別法の分野に存続している「裁定的関与(地方公共団体の機関がした処分について個別法の規定に基づき、国等が審査請求・再審査請求の手續を通じて関与する制度。市町村の機関の処分について都道府県知事等が審査庁になる場合もこれに当たる。)」の問題点について、基本的な方向性が見えないまま、これら個別法の規定の存在を前提としながら、経過規定(特に附則4条の「……次の各号に掲げるもの……は、当分の間、この法律の規定は適用せず、この法律による改正前の行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定はなおその効力を有する。」との定め)によって、この点を先に解決することを回避し、取り敢えずできるところから始めようという制度改正に見えるということです。そして、このような大規模な経過措置を設けた結果、地方公共団体の機関が関与する不服申立てについては、新法の手続によるものがあるのと同時に旧法の手続によるものが相当の割合でなお残って、両者が当分の間並存して行くというたいへん錯綜した状態になっており、そのため国民から見た行政不服審査制度全体の姿はかえってわかりにくくなったと言わざるを得ません。要するに、行政不服審査制度において地方分権をどこまで徹底させるのかという問題が未解決のままに残っているにもかかわらず新制度の導入を急いだため、地方公共団体において不服申立ての実務を担う現場での対応を複雑化させる結果になっているものと認識しています。

もう一つは、小規模な地方公共団体で新しい手続に対応する体制を整えることについては、現実の件数に比して準備のための負担が大きいのではないかとことです(もっともかくいう私も、市町村等の実態を正確には把握していませんが。)。例えば1200万を超える人口を有する東京都と150人規模の青ヶ島村とで、全く同じ手続を要求されることには疑問があります。国民の権利救済のための制度であるから、手続面の保障も全国一律とするべきであるという考え方からなのかもしれませんが、もっと実態に即して考えて、地方の状況に応じて、例えば条例で(8条1項本文ただし書きのように「条例に基づく処分」の場合に限らずに、)手続きの一部分は簡素化できる方向で制度を変えられる余地を残せないのか、検討を行なってからの方がよいのではないのでしょうか。

付け加えるならば、地方公共団体はどこでも人事・予算面で今後ますます厳しい状況に立ち向かっていかなければならないことを考えると、法改正で新たに審理員や審査会につ

いて手当をしていく必要に迫られることには相当の抵抗感があると思います。

以上のことからすると、あえて経過規定を置くのであるならば、むしろ「地方公共団体の機関が行なう処分」等の全般について、「当分の間、この法律の規定は適用せず、」とし、「当分の間」のうちに(早期に)上述した問題点が解決されるべきではないかというのが率直な意見です。

- ① 法案は、行政不服審査制度の目的として、従来の簡易迅速な権利救済に加え手続の「公正性」を規定した結果、手続はより重いものとなり、かえって救済のハードルを高めるおそれがあるのではないかと、との意見についてどう考えるか。

不服の理由が制度そのものについての不服であるような場合も多く、それ以外の場合であっても申立人としてはだめでもともとと思いながら申立てているケースもあるようです。明らかに理由がないものは、重厚な手続を踏んで待たせるよりも、迅速に結論を知らせることの方が本人の利益ではないでしょうか。簡易迅速性と手続の公正性との関係は、今回の改正においては二律背反性を明らかに免れていないと考えます。極端な言い方をすれば、迅速な救済を求めるのであれば、費用は多少かかっても直接裁判所に行った方がよいということにもなりかねません。

- ② 既存の不服申立てに関する第三者機関が機能していないのではないかと、との意見についてどう考えるか。

法律により設置される第三者機関の関与する不服申立て手続には職務上たずさわっていないので、回答できる立場にありません。

## 2. 行政不服審査会について

- ① 行政の自己反省機能を高め、より客観的かつ公正な判断が得られるよう、行政不服審査会を設置するとしているが、一律に諮問対象とするのでは手続が重くなるため、国民が希望する場合にのみ諮問するというような工夫が必要ではないかと、との意見についてどう考えるか。

諮問・答申という段取りを踏めば当然数ヶ月から半年は要するでしょう。裁判所と異なり書類審査だけで済み出頭も要しない簡便な手続であるから不服申立てをしてみようという国民の中には、手続の公正さに重きを置くよりも、迅速に結果が出ることを望む者も少なくはないと思います。地方公共団体の場合であれば、設置される第三者機関には国の場合よりもはるかに専門性を期待できないでしょうから、諮問手続を強制することの意味は建前上の「公正らしさ」の付与に過ぎず、そのようなものは無用と考える者もいるでしょう。

- ② また、上記目的がありながら社会保険審査会等の既存の第三者機関についてはそのまま存置するというのは中途半端ではないかと、との意見についてどう考えるか。

専門性の観点からすると、既存の第三者機関に期待されている機能をそのまま行政不服審査会等が代替できるのか疑問があります。

- ③ むしろ、上記目的を貫徹するのであれば、諮問機関ではなく、既存の第三者機関を統合し府省横断的な裁決機関とする、との意見についてどう考えるか。

包括的な分野を所掌する準司法機関となりますから、より広く設置の是非を論議する必

要があると考えますが、それに当たっては、裁判所で行なわれる行政事件訴訟との機能の分担を十分検討するべきではないでしょうか。

- ④ さらに言えば、上記目的は審理員の新設で十分達成できるのであり、そもそも第三者機関を新設する必要はないのではないか、との意見についてどう考えるか。

第三者機関を関与させることによる客観性を追及しても、あらゆる分野の審査請求に対応するために専門性はさほど期待できないでしょうから、そのような意見もありうると考えます。

- ⑤ 行政不服審査会を総務省に置くことは「焼け太り」なのではないか、との意見についてどう考えるか。

回答できる立場にありません。

- ⑥ 行政不服審査会は、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会を統合するとしているが、情報公開制度を後退させることになるのではないかと、との意見についてどう考えるか。

回答できる立場にありません。

- ⑦ 地方公共団体にも第三者機関を置く必要性についてどう考えるか。

個別法分野についての専門性のない審査会等に一律に諮問することがよいのかどうか疑問はあります。不服申立て案件の少ない団体では特にいえるのではないのでしょうか。また、上述のように附則の規定による経過措置が設けられて、地方公共団体の機関が行なう処分に特有の「裁定的関与」の制度が温存されたままであるため、第三者機関が関与する新法適用案件がある一方で、処分を行なった行政庁が属する地方公共団体とは別の団体の機関(大臣又は都道府県知事等)が審査庁とする旧法適用案件が多数残ることは、地方公共団体における第三者機関の存在意義を薄れさせているとも思います。

### 3. 再調査の請求、不服申立前置について

- ① 事実認定が問題となる大量処分については再調査の請求を設けることが可能な仕組みとされているが、再調査の請求前置についてどう考えるか。

地方公共団体の長が関与する手続には該当するものがないと思いますが。

- ② 行政不服審査制度と訴訟制度の合理的な機能分担の観点から、不服申立て前置についてどう考えるか。

必要性はあると考えます。

### 4. その他

- ① 審理員の中立性が確保できるのか、との意見についてどう考えるか。

ある程度の中立性で妥協すべきであると思います。

- ② 弁護士以外の士業にも代理人資格を解放することについてどう考えるか。

?(質問の意味は)